

学校法人等が設置する学校において直接保育又は教育の用に供する 固定資産に係る固定資産税・都市計画税の非課税について（案内）

学校法人又は私立学校法第152条第5項の法人がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産（認定こども園を除く。）に係る固定資産税・都市計画税は非課税となります。

必要書類を添付の上、資産税課へ申告してください。

1 根拠法令

地方税法第348条第2項第9号、第702条の2第2項

2 非課税の要件

(1) 所有者

所有者に係る要件はありません。

ただし、固定資産を有料で借り受けた者が使用する場合には、非課税にはあたりません。

(2) 使用者（次のいずれかに該当するもの。）

ア 学校法人

イ 私立学校法第152条第5項の法人

（専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人）

(3) 対象資産（固定資産税：土地、家屋、償却資産 都市計画税：土地、家屋）

次の学校において、直接保育又は教育の用に供する固定資産

- 幼稚園（認定こども園を除く。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校）、大学及び高等専門学校の用に供する固定資産
- 専修学校及び各種学校の用に供する固定資産

ただし、次の固定資産は非課税となりません。

- ▷ 遊休の状態にあるもの
- ▷ 他の用途に貸し付けているもの
- ▷ 職員用の駐車場や職員寮など、直接教育の用に供さないもの

※ 直接保育又は教育の用に供する固定資産とは、現に遊戯や食事その他学校教育の目的とする保育活動又は教育活動が実施されることが常態とされている固定資産をいう。

※ 送迎用駐車場は対象になりますが、職員用駐車場は対象になりません。

3 認定時期

原則として賦課期日（１月１日）現在の使用状況により判定します。

賦課期日以前から所有し、建設・改築等に着手している場合で、年度の途中に供用開始した場合は、供用開始日以降に存在する納期の税相当分が減免になる可能性があります。

4 非課税範囲

固定資産の一部を非課税用途以外に使用している場合は、非課税となる部分を面積等により按分して判定します。

5 申告に必要な添付書類（次の書類をすべて提出してください。）

チェック	添付書類	備考
☐	固定資産税・都市計画税非課税申告書	
☐	使用者を確認できる書類	・法人登記事項証明書 ・法人設立認可書
☐	非課税対象資産であることが確認できる書類	・設置認可証の写し ・各種変更届等の写し ・議事録 等
☐	非課税部分の地積、床面積が確認できる書類	・登記簿謄本 ・地積測量図 ・建物平面図 等

※ 固定資産（土地、家屋又は償却資産）の所有者と使用者が異なる場合に必要な書類

チェック	添付書類	備考
☐	無料で貸与していることを証明する書類	・使用貸借契約書の写し 等

6 現地調査について

固定資産の利用状況を確認した上で、非課税の認定を行います。現地調査にご協力をお願いします。

7 問合せ先及び提出先

福山市役所 企画財政局 税務部 資産税課

担当	電話番号	郵便番号	所在地
土地第1担当	084-928-1024	〒720-8501	広島県福山市東桜町3番5号
土地第2担当	084-928-1026		
家屋第1担当	084-928-1023		
家屋第2担当	084-928-1025		
償却資産担当	084-928-1022		